

小値賀町議会第一回定例会
(第八日目)

一、出席議員 十人

二、欠席議員 なし

十九 八 七 六 五 四 三 二 一

番 番 番 番 番 番 番 番 番

立 伊 岩 浦 小 土 末 宮 松 近

石 藤 坪 辻 川 永 崎 屋 藤

隆 忠 義 英 隆 重 一 良 治 育

教 之 光 明 郎 佳 朗 保 郎 雄

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	副町長	教育長	会計管理者	総務課長兼財政課長	住民課長	産業振興課長	産業振興課専門幹	建設課長	診療所事務長	教育次長	農業委員会事務局長
西谷	筒井	熊脇	中川	吉元	西村	蛭子	升水	尾野	尾野	松本	松本
浩三	良一	英敏	一也	勝也	久之	晴市	裕司	英昭	孝三	充三	充三

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

大 田 一 夫

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第一回定例会

平成二十四年三月十三日（火曜日）

午前十時零分

開 議

- 第一 会議録署名議員指名（小辻隆治郎議員・浦 英明議員）
- 第二 議案第一三号 平成二十四年度小値賀町一般会計予算
- 議案第一四号 平成二十四年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第一五号 平成二十四年度小値賀町介護保険事業特別会計予算
- 議案第一六号 平成二十四年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第一七号 平成二十四年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第一八号 平成二十四年度小値賀町下水道事業特別会計予算
- 議案第一九号 平成二十四年度小値賀町渡船事業特別会計予算
- 議案第二〇号 平成二十四年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算
- 第三 議案第二八号 平成二十三年度小値賀町一般会計補正予算（第四号）
- 第四 議案第二九号 平成二十三年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）
- 第五 議案第三十号 平成二十三年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）
- 第六 議案第三一号 平成二十三年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第二号）
- 第七 議案第三二号 平成二十三年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第三号）

- 第八 議案第二三号 小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案
- 第九 議案第二一号 財産の取得について
- 第十 議案第二二号 小値賀町監査委員選任の同意について
- 第十一 藻場再生調査特別委員会設置について
- 第十二 各委員会の閉会中の継続調査（審査）について

午前十時零分開議

議長（立石隆教） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第百十八条の規定によって、六番・小辻隆治郎議員、七番・浦 英明議員を指名します。

日程第二、議案第一三三号、平成二十四年度一般会計予算から議案第二〇号、平成二十四年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計までを議題とします。

予算特別委員会委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長

予算特別委員会委員長（小辻隆治郎） 予算特別委員会の審査報告を申し述べます。

本委員会に付託された事件について、審査の結果を会議規則第四十一条の規定により報告します。

一つ、委員会を開いた年月日及び場所、二つ目の出席した委員の氏名、三の欠席した委員の氏名、四の出席した委員外の議員の氏名、五の職務のために出席した者、六の説明のため出席した者につきましては、報告書に記載のとおりです。第七、付託を受けた事件の件名及び第八、会議に付した事件の件名は、

議案第一三三号 平成二十四年度小値賀町一般会計予算

議案第一四四号 平成二十四年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算

議案第一五五号 平成二十四年度小値賀町介護保険事業特別会計予算

議案第一六六号 平成二十四年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第一七七号 平成二十四年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算

議案第一八八号 平成二十四年度小値賀町下水道事業特別会計予算

議案第一九号 平成二十四年度小値賀町渡船事業特別会計予算

議案第二〇号 平成二十四年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算

についてであります。

審議の経過及び結果を申し上げます。

今回の予算特別委員会は、一般会計に二日、特別会計に一日と合計三日間にわたって開催されました。十分な審議はなされたものと思われまます。

平成二十四年度当初予算は、昨年の骨格予算とは違い、西町長の編纂した初めての予算と言えます。従って、本予算案は、町長の考えが各所に見られます。とりわけ、離島のハンデイを少しでも軽減するため、海上運賃を補助する離島流通効率化コスト改善事業や農業定住者を増やすための新規就農者へ貸付けするリースハウスの就農定着促進支援事業、また福祉施策の一環として、人工透析患者への通院費補助制度の創設などが挙げられます。更に、主要事業として、継続事業となっている小学校、小値賀小中学校校舎建設、庁舎改修工事や値賀漁丸の改造を伴う産地水産業施設整備支援事業、柳・六島の浮棧橋の現存に係る漁港機能保全事業工事、診療所前バス停留所新設工事などがあります。

一方、気になる財源ですが、国・県の補助のほか、地方債が六億近くに膨らみ、また基金が一億五千万近く取崩されておりますし、建設事業に充当する一般財源の持ち出しは一億余りで、自主財源の少ない我が町にとっては、今後の財政運営にも慎重な姿勢が求められると言えます。

いずれにしても、西町長の施策が、今後の町運営において、優れた効果を生むことを期待して、平成二十四年度一般会計、各特別会計の予算案に対し、妥当なものと判断します。

以上、予算特別委員会審査結果報告を終わります。

議長（立石隆教） これでは報告を終わります。

お諮りします。

ただいまの予算特別委員会委員長の報告に対する質疑を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

これから、議案第一三号、平成二十四年度小値賀町一般会計予算についての討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

反対討論はありませんか。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論はありませんか。

浦 議員

七番（浦 英明） 私は、賛成の立場で討論いたします。

平成二十四年度一般会計予算は、二十三年度比、約十億円増の三十二億四千五百万円です。

これは、校舎建設に掛かる費用が七億五千万円増と、農林水産業費一億三千万円増が主なものです。

校舎建設は、二十三年度からの継続事業なので分かったことですが、二十三年度比、一億三千万円増の農林水産業費の中で、農業・漁業の振興費、一億円増が目にと留まります。漁業者は疲弊して廃業の上、転職・転出するもの等が出始めている中、大いに期待できる振興策であると評価をいたします。

今後とも、一般財源をあまり使わず、国・県の補助を見い出すような事業を推進されるよう望みます。

ただ、庁舎改修に見られるような贅沢と言いますか、一般住民から見ると、そのように判断されるようなことは厳に謹んでいただきたいと思えます。

財政状況は良くなって来ましたが、当町の財政規模は脆弱であり、身の丈にあつた町財政運営に努めていただきたいと思います。だと思います。

また、予算として計上すべきものがあるのに予算計上していないものがあります。これは総計予算主義の原則、いわゆる地方自治法に反する行為ですので、厳に謹んでいただきたいと思います。このことだけを苦言を呈し、私は、議案第一三号、平成二十四年度小値賀町一般会計予算について、賛成いたします。

以上、討論を終わります。

議長（立石隆教） ほかに討論はありませんか。

宮崎議員

三番（宮崎良保） 私は、本予算案に賛成の立場で討論をいたします。

私は、この予算が、今考えられるベストの予算であると考えます。

現在、当町におかれては、厳しい財政状況下にあつては、住民全ての人が満足する予算の編成をすることは不可能であることは、どなたも理解するところであろうと思います。そのような中、課の減少により新しい試みの中で、三位一体改革で財政運営がキーワードとなつていたことが、財政を総務から分けた根拠になつていて、人口が減る中で、将来に向けて課を沢山持つていかどうかとの問題の中で機構改革を実施し、また、じげもん班を『小値賀担い手公社』へ移し、民間の自由な発想の下、地元産品の開発や販売促進をしようとする試みは、大変評価するものと思います。また、各職員の更なる努力を促し、町民の模範となるような体制を設置し、町民が誇れるような庁舎の改修等も思い切つて実施しております。身の丈にあつた改修が望ましいという話もありますが、将来を見越した改修であるならば、バリアフリー化や省エネを見越した改修などは評価に値するものだろうと推察をいたします。

また、少子高齢者の社会の中で、小・中学校、高校一貫教育の中で、どこにも真似の出来ないような校舎建設は、これらを利用する児童はもとより、この一貫教育の成功の鍵を握つていて、教職員の今後のモチベーションの高揚及び持続力をする力となることでありましょう。このように、今回の予算編成は、形ばかりの改革ではなく、将来を見越した改革が垣間見えることから、私は、本予算案に賛成する者であります。

議長（立石隆教） ほかに討論はありませんか。

近藤議員

一番（近藤育雄） 私も、当初、二十四年度一般会計当初予算案を承認する立場で、賛成討論をいたします。

少しダブル部分もありますけども、読み上げさせていただきます。

年間の財政規模、約三十億円の当町における当初予算で三十二億円を超える提示額につきましては、昨年度、当初予算より約十億円の増額であり、一種の驚きを禁じ得ませんでした。しかし、ご存知のように、昨年度当初は骨格予算であり、各種補助金も六月補正で予算化して、二十四億九千万円にしました。この補正時点での額を昨年同期とみなすならば、約七億五千万円の増額となり、これはそのまま学校建設に掛かる費用となつております。新年度予算では、離島流通効率化、コ

スト改善事業、就農定着促進支援事業、磯焼け対策関連事業などの第一次産業活性化に向けた取り組みが打ち出され、命の事業とも言える人工透析患者、通院費用補助金の創設、子育て事業の中では、部活動遠征補助金の増額、中退連、新人戦出場補助金、及び吹奏楽コンクール出場補助金の継続など、目配りの利いた予算となっていることを評価いたします。

勿論、それぞれの事業に費用対効果が求められますが、それは年間を通じて注視していきたいと思えます。昨年度は、当初予算から補正で約八億円積みあがりましたが、その内、約三億円は財政管理費の積立金に充てられており、新年度事業に予算に活かされる予定になっております。二十四年度も、何回かの補正予算が提出されると思えますが、振興基金や減債基金等、将来の財政健全化に向けた積立てを意識して、努力していただきたいと思えます。

以上で、討論を終わります。

議長（立石隆教） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一三号、平成二十四年度小値賀町一般会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり、決定することに、賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（立石隆教） 起立全員です。

したがって、議案第一三号、平成二十四年度小値賀町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第一四号、平成二十四年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一四号、平成二十四年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり、決定することに、賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（立石隆教） 起立全員です。

したがって、議案第一四号、平成二十四年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第一六号、平成二十四年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一六号、平成二十四年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり、決定することに、賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（立石隆教） 起立全員です。

したがって、議案第一六号、平成二十四年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決され

ました。

次に、議案第一七号、平成二十四年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一七号、平成二十四年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり、決定することに、賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(立石隆教) 起立全員です。

したがって、議案第一七号、平成二十四年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第一八号、平成二十四年度小値賀町下水道事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一八号、平成二十四年度小値賀町下水道事業特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり、決定することに、賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(立石隆教) 起立全員です。

したがって、議案第一八号、平成二十四年度小値賀町下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第一五号、平成二十四年度小値賀町介護保険事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一五号、平成二十四年度小値賀町介護保険事業特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり、決定することに、賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(立石隆教) 起立全員です。

したがって、議案第一五号、平成二十四年度小値賀町介護保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第一九号、平成二十四年度小値賀町渡船事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一九号、平成二十四年度小値賀町渡船事業特別会計予算を採決します。
この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり、決定することに、賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(立石隆教) 起立全員です。

したがって、議案第一九号、平成二十四年度小値賀町渡船事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第二〇号、平成二十四年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二〇号、平成二十四年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり、決定することに、賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(立石隆教) 起立全員です。

したがって、議案第二〇号、平成二十四年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第三、議案第八号、平成二十三年度小値賀町一般会計補正予算(第四号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長（西 浩三） おはようございます。

早速、議案第八号、平成二十三年度小値賀町一般会計補正予算（第四号）について、補正の主な内容についてご説明いたします。

二十四年一月末現在で調製をした補正予算でございまして、繰越事業の計上、各事業の精算と特別交付税、地方債の計上、歳出各款人件費では、職員共済組合負担金の負担率増に伴う増額と基金への積立金計上が主なものでございます。

補正の内容は、第一条に示しますとおり、八千六百万円を追加し、補正後の予算総額を三十億七千九百八十八万三千円とするものでございますが、平成二十二年度の最終補正予算額の二十七億六千二百三十四万八千円と比較し、約三億円余りの増額となっております。

第二条は、継続費の補正でございしますが、第二表『継続費補正』に示しますとおり、小中学校校舎建設事業について、入札結果により、二十三年度内の事業費が固まりましたので、年割額を変更しております。

第三条は、繰越明許費でございまして、第三表に示しますとおり、漁港事業、道路事業、消防関係二事業の計四事業について、二十四年度に繰越して実施するものでございます。

第四条は、地方債の変更でございまして、第四表『地方債補正』に示しますとおり、小値賀島地区漁港機能保全工事を含む六つの事業の、事業費の変更等による地方債の補正でございまして、

以上、補正予算の概要をご説明いたしました。今年度から事務の効率化のため、補助事業の対象経費を除き、概ね五万円以下の少額減額補正は、計上しておりませんので、決算での執行残・不用額が、例年に比べ多くなることが予想されますが、ご理解、ご了承を賜りたいと思っております。

なお、詳細については、担当課長より説明させていただきますので、よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第九款・地方交付税

失礼しました。

補足説明があります。補足説明をさせますので。

総務課長

総務課長（中川一也） それでは、歳入歳出事項別明細書により、十一頁から款を追ってご説明いたします。

歳入では、九款、一項・地方交付税は、特別交付税の計上で五千万円を増額補正し、補正後の地方交付税の額を十六億八千八百五十一万八千円としております。

十款、一項・交通安全対策特別交付金は、交付の見込みがないための二十五万円の減額でございます。

十二款・使用料及び手数料、一項・使用料は、保育幼児の増加に伴う二目・民生使用料二百二十二万二千円の計上が主なもので各目のおり百八十三万四千円を増額し、補正後の額を三千二百三十九万九千円としております。

十三款・国庫支出金、一項・国庫負担金は、子ども手当国庫負担金の減額が主なもので二百万円を減額し、五千九百五十万二千円としております。同じく二項・国庫補助金は、教育費国庫補助金が主なもので、八百四十万九千円を増額し、一億八千四十万三千円としております。同じく三項・委託金を百九万二千円減額し、三百六万円としております。

十四款・県支出金、一項・県負担金を三十一万二千円減額し、五千七十八万八千円としております。同じく二項・県補助金は、四目・農林水産業費県補助金、三節・水産業費補助金の漁港関係、小値賀島地区水産物供給基盤機能保全事業補助金の減額が主なもので一千二百九十四万九千円を減額し、補正後の二項・県補助金の額を一億五千四百八十八万八千円としております。同じく三項・委託金五万八千円補正し、一千五百四十七万三千円としております。

十五款・財産収入、一項・財産運用収入を二万八千円減額し、六百七十五万六千円としております。同じく二項・財産売却収入を百六十四万七千円増額し、百六十五万一千円としております。

十六款、一項・寄付金を実績により百八十七万六千円増額し、百八十八万五千円としております。

十七款・繰入金、一項・基金繰入金を三十一万九千円補正し、五百十八万四千円としております。

十九款・諸収入、四項・雑入を三十三万二千円減額し、補正後の雑入の額を五千二百三十三万九千円としております。

二十款、一項・町債は、教育債で小中学校校舎建設事業に係る四千七百万円の補正が主なもので、補正後の町債の額を四億三千二百十九万三千円としております。

歳出について、十六頁から申し上げます。

一款・議会費は七万九千円補正し、六千七百七十四万円としております。

二款・総務費、一項・総務管理費は、五目・財産管理費、基金積立金一億三千六百七十万七千円が主なもので、各目とおり一億三千五百八十五万円を増額し、補正後の一項・総務管理費を五億九千四百五万四千円としております。二項・徴税費を百六十六万二千円減額し、二千三百六十四万九千円としております。三項・戸籍住民基本台帳費を九十八万三千円減額し、二千七百十四万円としております。五項・統計調査費を五万三千円補正し、百二十三万五千円としております。

三款・民生費、一項・社会福祉費は、一目・社会福祉総務費で、後期高齢者医療給付費負担金の減額が主なもので、八百五十四万五千円減額し、補正後の社会福祉費を三億一千百六十一万円としております。二項・児童福祉費を百十七万六千円減額し、補正後の額を五千五百六十七万八千円としております。

四款・衛生費、一項・保健衛生費を百十五万七千円減額し、一億一千六十八万五千円としております。二項・清掃費を百五十六万四千円増額し、八千五百二十二万一千円としております。

五款・農林水産業費は各事業の実績見込みによるものでございます。一項・農業費を六十九万七千円減額し、一億七千四百四十一万三千円としております。二項・林業費を八十一万六千円増額し、二千五百九十九万三千円としております。水産業費は、五目・漁港建設費の減額が主なもので、一千五百七十二万六千円を減額し、補正後の水産業費の総額を一億七千五百三十四万円としております。

六款、一項・商工費を各目のとおり四百八十一万九千円減額し、一億四千六百八十五万一千円としております。

七款・土木費、一項・土木管理費を百五十万四千円減額し、一億八千三百九十九万四千円としております。同じく三項・住宅費を三万二千円増額し、一千四百五十二万二千円としております。

八款、一項・消防費は、広域消防負担金の減額七百四十一万六千円の計上で、補正後の消防費を一億二千四百五十二万八千円としております。

九款・教育費、一項・教育総務費を十七万九千円増額し、三千二百五十一万三千円としております。二項・小値賀小学校費は、小学校解体工事費の精算による減額が主なもので、八百五十六万五千円を減額し、補正後の額を三億七千八百八十二万六千円としております。四項・小値賀中学校費は、財源組替の計上でございます。六項・幼稚園費を十七万二千円増額し、

二千五百七十四万円としております。七項・社会教育費を四十四万五千円減額し、補正後の社会教育費を七千百十五万二千円としております。

以上で補正予算の説明を終わります。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第九款・地方交付税

浦 議員

七番（浦 英明） この地方交付税については、これが最終決定額、確定額ということで良いんですかね？それと、臨時財政対策債も含んだ分ですか？お尋ねします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

この交付税につきましては、三月に特別交付税は、もう一回交付されますので、現時点は一月の見込みで予算は計上しております。臨時財政対策債については、ここには含んでおりません。

議長（立石隆教） 浦 議員

七番（浦 英明） 臨時財政対策債についての、大体的見込みといえますか、そういった額が分かれば、お尋ねします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

臨時財政対策債につきましては、三十九頁の地方債の調書がございますが、この中の総務債八千八百九万三千円計上しているのが、現在の見込みでございます。

議長（立石隆教） 九款、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第十款・交通安全対策特別交付金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第十二款・使用料及び手数料

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第十三款・国庫支出金

浦 議員

七番（浦 英明） 十二頁の六目ですね、教育費国庫補助金の学校施設環境改善交付金、これが八百五十七万四千円、補正されております。この内容を尋ねます。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） お答えいたします。

当初、この補助金に対しましては、算定面積掛け補助基準、建設基準単価という形で申請をしまして、一億四千百八十七万六千円の内示がありました。それで、今回計上するものは、県からの交付金の追加加算ということで、八百五十七万四千円が連絡が入っております。それで、三月に入りましてですね、最終的な内示がありまして、約全体ですね、一億六千五百十二万一千円と、事務費も含めまして、その内容で来ております。で、今回の配分はですね。建築の実工事に係る費用に相当する、近くまでですね、交付しようというものでございまして、大体、この建築の関わる費用の相当、実工事費に近い額の補助が出ております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

伊藤 議員

九番（伊藤忠之） 十一頁の民生費国庫負担金、これですね、七節の子ども手当国庫負担金の中で、上から三行目の被用者ですね、それから四行目の非被用者の額の変更の説明をお願いします。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

これにつきましては、当初、こちらの方で推計しておりました人数が、ちよつと変動がありまして、その下の非被用者の

三歳以上小学校終了前、こういったものと入れ替わりが生じたので、そういうような関係で、今回減額というふうになっております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

国庫支出金、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 無いようでしたら、次に移ります。

第十四款・県支出金、

県支出金、ありませんか。

浦 議員

七番（浦 英明） 四目のですね、三節・水産業費補助金、これに二十一世紀の漁業担い手確保推進事業補助金、これは六十二万五千円減額されておりました、これが一人分の減額だろうと思えますけど、この内容を尋ねます。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） お答えします。

お見込みのとおり、二人予定をしておりましたけども、お一人減でひとり分の減少でございます。

議長（立石隆教） 浦 議員

七番（浦 英明） この減の内容を尋ねます。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） 継続と新規の方が一人予定しておりましたけども、急遽、辞退したということになって一名になっております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。第十四款。

伊藤 議員

九番（伊藤忠之） 同じく、水産業費補助金です、小値賀島地区の水産物供給機能事業がですね、当初三千万計上されておりましたけども、今額、八百四十万の減額になっております。この内容の説明をお願いします。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

この機能保全事業の補助金の八百四十万の減額なんですけれども、大島漁港の浮棧橋の機能保全工事ということで、当初、浮棧橋は、浮棧橋の浮体の本体と渡橋がありますけれども、渡橋の方がかなり老朽化が腐食が激しくて、一応、当初の計画では、それを全部を橋を取り替えようという計画を立てておりましたけれども、一応、機能保全という趣旨からいけば、取り替えつつゆうことは、採択は出来ないということで、補修をするように計画変更をいたしております。このことで、事業費がかなり下がっております。

議長（立石隆教） 伊藤議員

九番（伊藤忠之） このことに関してですね、後で歳出で出て来ますけれども、項目がですね、これ漁港関係で漁港機能保全工事というふうになってますけれども、これも同じく…。これはいいです。これはもう歳出の時に聞きますけれども、いずれも大島の棧橋ですね。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） はい、そのとおりです。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

浦 議員

七番（浦 英明） 五目の商工費県補助金の分ですね、この二つに関連するんですけども、これ歳出の方で二百四十六千円、一応減額しておりますですね、その差額といえますか、これが一千一万二千円になると思いますけれども、この雇用創出事業臨時特例基金事業補助金に、これ移したということになるのかと思いますけれども、内容を尋ねます。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） お答えします。

お見込みのとおり、これは緊急雇用で年度の中で途中で名称が変わったためにですね、最初、ふるさと雇用再生特例基金事業補助金ということで組んでおりましたけれども、それが名称がですね、上の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金という名称に変わった上にですね、これには二つ事業がありまして、観光物産調査宣伝事業と地元食材ルート開発事業という二つの事業がこの事業にあたります。それで、採用する人がですね、採用が二人ですね、九ヶ月分遅れましたので、その分を減額しております。

議長（立石隆教） ほかにございませんか。

県支出金、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 無いようでしたら、次へ移ります。

第十五款・財産収入

近藤議員

一番（近藤育雄） 一番上の項目、土地建物貸付収入の中ですね、船瀬海水浴場レストランハウス使用料、これ三十万当初予定されたが、今回全額減額されています。この一年間で、あそこで仕事をする、商売をするというのは確かにあまりないのかなと思うんですけども、一件の引き合いも無かったんでしょうか？質問します。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

実は、二件ですね、希望者が現れ、ありましたけども、一件は震災の影響ですね、ちょっと駄目になりました、そちらの方に行くということで駄目になりました、もう一件が今のところ、向こうの状況に応じて、もう一回また再度、希望はされていますけれども、向こうの事情ですね、ちょっと今、待ちの状態であります。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

伊藤議員

九番（伊藤忠之） 同じく、二項の一目・不動産売払収入の内容の説明をお願いします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

これは、役場前の柳田町に行く県道の拡幅工事に伴って、町が持つてる町有地を売り払うもので、主に今の駐車場の部分でございます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 無いようでしたら、次へ移ります。

第十六款・寄附金

土川議員

五番（土川重佳） 寄附金が上がっておりますけども、何名で一番の高額寄附といいますか、分かればよろしくお願いします。

す。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

金額については、ちよつと手元に資料が無いので、件数だけ申し上げますと、ふるさと寄附金が八件、総務管理費の寄附金が二十一件、社会福祉費の寄附金が十四件、保健衛生費の寄附金が四十件でございます。額の最高額につきましては、今、手元に資料がございませんので、後でお知らせしたいと思います。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 無いようでしたら、次へ移ります。

第十七款・繰入金

繰入金、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 無いようでしたら、次へ移ります。

第十九款・諸収入

諸収入、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次へ移ります。

第二十款・町債

浦 議員

七番（浦 英明） 四目の農林水産業債で、漁業用燃油高騰対策事業が六十万円、これ補正されております。この分は歳出の方ですね、三百八十万円程、減額されておるんですけども、ここで過疎債で六十万円を計上したということは、この限度額の調整合わせですか？お尋ねします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

おっしゃるとおりでございます。

議長（立石隆教） 浦 議員

七番（浦 英明） 歳出で減額するものをここで補正するのは、ちょっと私の考えとしておかしいかなあと思ったもんで聞いたんですけども、そのひとつ確認と、それとその下の小値賀小中学校建設事業ですね、この分については、四千七百万計上されておりました、これは過疎債と書いてないから、大方、義務教育債そのものだと思うんですけども、これは義務教育債は過疎債と同じ交付税措置は七〇%になる訳ですか？そこをお尋ねします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

元々、過疎債のソフト事業につきましては、限度額が決まっております、幾つかのソフト事業に充当しております。そういうところでは、燃油につきましては、非常にその燃油のコストが変わること需要量が変わる見込みがあったもんですから、当初にその過疎債の充当額を少なめに予定しておりました。そういうことで、最終的に額が固まりましたので、問題なく充当できるということで、今回増やさせていただいております。

小学校校舎建設事業につきましては、交付税措置は七割でございます。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） すみません、答弁が漏れておりました。

過疎債でございます。

議長（立石隆教） ほかにございませんか。町債。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 歳出に移ります。

第一款・議会費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 無いようでしたら、次へ移ります。

第二款・総務費

小辻議員

六番（小辻隆治郎） 総務費、総務管理費の五目、積立金に医療施設建設基金積立金が三千六百万余り、病院の今、耐用年数はどのくらいか、お伺いします。

議長（立石隆教） 診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） お答えいたします。

今の診療所、鉄筋コンクリート造りですので、耐用年数五十年から六十年です。

議長（立石隆教） 小辻 議員

六番（小辻隆治郎） その耐用年数というか、その今まで何年経過して、そして……。まあ、一応それだけ。

議長（立石隆教） 診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） 今年で二十六年経過しております。建築二十六年。

議長（立石隆教） 小辻 議員

六番（小辻隆治郎） 今後の、例えば病院建て替えという問題もある程度は浮上してくるんじゃないかなということで、基金の積み立てに回っていると思います。今の病院を建て替えるという目安みたいな、大体あと何年後には立て替えるんじゃないだろうかというような考えはどうでしょうか？

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） お答えをいたします。

これは、さつき耐用年数も五十年から六十年と幅が持たされておったようですけども、実際に海岸線に近いということもありまして、かなり傷んでいると思います。そういうことで、現在、一億五千万程度、基金があると思いますけども、これは毎年余裕が出たら少しずつでも積上げていきまして、準備をしておかなければいけないと思います。ただ、今、具体的には、未だ何の計画もありません。私は、マネフェストで謳ったのは、今から準備をしますよということでごさいますんで、まずは場所の選定とか、そういうところから進めなければなりませんので、それを今からやろうという計画でございまして、何年後ということは今、決まっております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

総務費、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 無いようでしたら、次へ移ります。

第三款・民生費

近藤議員

一番(近藤育雄) 三目の児童福祉施設費の中の十一節・需用費ですね、六十万程、追加されて、合計で三百九十万程になると思います。歳入の方で保育料が二百二十万円増との関連があると思いますけども、賄材料費ということで子どもが増えた要因、若しくは物価高等、こちら辺、内容を説明をお願いします。

議長(立石隆教) 住民課長

住民課長(吉元勝信) お答えいたします。

この費目の中では、幼稚園、保育所合わせて賄材料費ということで予算を計上させていただいておりますけども、当初四月時点では、四十六名の園児でしたけども、三月現在では五十七人という、そういうような状況で増えておりますので、その分が材料費が足らなくなったということでございます。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。

民生費、ありませんか。

浦議員

七番(浦 英明) 一項、四目の障がい者福祉費の扶助費ですね、これが新事業移行促進事業、一万円の補正になっておりますけど、内容を尋ねます。

議長(立石隆教) 住民課長

住民課長(吉元勝信) お答えいたします。

身体障がい者に係る法律が変わっております、新しい法律に移行する中でですね、旧法で建築された施設がありますので、そういうような施設を新体制の事業所に移行するという、そういうための支援事業でございます。当町から一名入っている一事業所がこの事業を使いたいというようなことで、新しく予算計上させていただいております。この事業につきましては、平成二十一年から二十三年度までの事業でございます、今年度で一応終わる予定でございます。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。

民生費、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次へ移ります。

第四款・衛生費

近藤議員

一番（近藤育雄） 最初の項目、塵芥処理費の中の需用費、七十二万五千円補正されています。三号補正で六十万補正があったと思います。老朽化、これ突発的では無いんでしょうけど、老朽化が進んだことによるものと聞いております。この修繕料の中身の説明をお願いします。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

議員さんがおっしゃるように、老朽化が進んでおりました、あっちこっちで突発的な補修が必要となってきました。今回、修繕料として上げさせて頂いておりますのは、屋根の上に換気扇が三つあるんですけども、このルーフファンの修繕ということとで四十四万四千円、必要となっております。それから、誘引送風機の調整というのが必要になってきておりました、これが二十八万一千円、早急に対応が必要でございますので、今回補正ということとさせていただきます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

近藤議員

一番（近藤育雄） それに関連すると思えますけども、相当、老朽化の方で次年度辺りもこういった修繕費が発生すること予想されます。私達、町民とか出来る協力、炉を長持てさせるためとか、そういったもので、例えば、ごみの完全分別とか、そういったもので協力出来る点があれば、行政として住民協力を求めるなり、そういったことが考えられますけども、是非、それもして頂きたいし、何か具体的に今考えがありましたら、お聞かせ願えればと思います。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

議員さんがおっしゃるように老朽化が進んでおりますので、少しでも長持ちするような、そういう対策を今後も進めていきたいというふうに思っております。その一環としまして、生ごみについてはですね、やはり水分が多いというようなことで、色んな、重油をかけて燃やしたりとか、色んなことがありますので、炉を傷める大きな要因ということになります。ですから、そういう出来るだけ生ごみを減らすというふうなことでですね、コンポスト、そういったものの普及、或いは新

しく昨年度から取り組んでおりますダンボールコンポスト、そういったものを普及をですね、去年も何回も婦人会とかそういったところに出掛けまして説明を行いましたし、今年度もそういうようなことですね、少しずつ進めて行きながらごみの減量化を図りたいというふうに考えております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。衛生費。

伊藤議員

九番（伊藤忠之） 一項、二目の予防費、これの十三節の委託料、これの予防接種業務委託料の内容の説明をお願いします。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

予防接種につきましては、診療所の方に委託を行なって接種をしていただいているところですけども、今年度は子宮頸がんワクチンの接種をですね、中学一年生から高校三年まで実施したということ、件数が増えているということ、日本脳炎の予防接種が定期ということ、新しく始まりましたので、そういうようなことで件数的に増えておりますので、今回増額補正をさせていただいております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 無いようでしたら、次へ移ります。

第五款・農林水産業費

小辻議員

六番（小辻隆治郎） 四目、補助金ですが、全国和牛能力共進会出品対策協議会補助金ですけども、全国和牛は確かハウステンボスであるんですかね？

議長（立石隆教） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） 長崎県である訳なんですけども、佐世保をメイン会場にハウステンボスであります。それと島原の方でもあります。

議長（立石隆教） 小辻議員

六番（小辻隆治郎） 小値賀の牛は、どの会場に行くかは分かっとらんですか？

議長（立石隆教） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） 小値賀の牛が出場することになれば、ハウステンボスの方に行くことになります。

議長（立石隆教） 小 辻 議 員

六番（小辻隆治郎） この協議会の中でも論議があったと思うんですが、今、韓国とか中国では口蹄疫というような事態が結構あつてるそうです。しかし、ハウステンボスが今、中国との交流で大変中国人も多いという問題があります。その辺の協議会では審議は無かったんですか？

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 私も委員でありますんで、話を聞いております。そういうことで、この協議会の負担金については、大幅に予算が変わっております。というのは、特に口蹄疫の対策で、もう会場は勿論ですけども、その防疫に関する費用は増えておりまして、それについては県も万全を期すということで負担金等についても増額をされているような経過がございます。そういうことで、小値賀町は勿論、持つて行く場合に、対策は十分して持つて行くようにしたいと、そのように考えております。

議長（立石隆教） 小 辻 議 員

六番（小辻隆治郎） ということは、牛を出展するにあたって、もう万全の態勢を取るからという県の同意の下に小値賀町の牛の関係者も出展をすると、そういうことですか？

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） ええ、そういうふうに聞いております。

議長（立石隆教） 小 辻 議 員

六番（小辻隆治郎） ともかく口蹄疫の問題ですから、ちよつと牛の関係者は非常に悩ましい問題かと思えます。まあ、小値賀町でも、その問題で色々事件……。まあ、その関係です、例えば、観光の方がどうなのかというような大きな問題にもなってますんで、それをですね、県が同意したからということなんですけれども、県としてもですね、観光交流については非常に推進しているということ、単にハウステンボスに限らんとはいかないかというふうに思いますけども、町長はどう思われますか？

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） あんまり考え、小辻議員の言われるとあんまり変わらないと思います。そういうことで、この前、県の方に行きましたんで、小値賀町の問題も話しております。そういうことで、一番最初の所信の時に申し上げたと思いますけども、県の協力を得ながらですね、この防疫にあたりまして、それで関係者の理解を求めながら進めて行く必要があるというところで、県の方に協力方をお願いしております。

議長（立石隆教） 小辻議員

六番（小辻隆治郎） そんなら、小値賀町の牛関係の人達は、もうそれで納得したと、県との話し合いの中で納得したというところで理解して良いですね？

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 決してそういうことではございません。

だから、今から県の協力を得ながら関係者と協議をしていくということ、そういうことでは決してありません。

議長（立石隆教） ほかにございませんか。 伊藤議員

九番（伊藤忠之） ただいまの関連してですね、この補助金がですね、補正二号では四百二十万程、増額になって、今回、百十万程、減額になっております。この内容の説明をお願いします。

議長（立石隆教） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） お答えいたします。

補正で四百二十万、全額上げております。それで、今回、百十万円の減額ですけれども、まずこの全国和牛能力共進会出品対策ということで、優良牛の保留推進事業、優良牛の導入促進事業、優良牛の出品奨励事業、技術指導、活動等を予定しておる訳ですけれども、その中で、出品牛の保留及び導入事業において、十五頭予定していたものが、十頭ということで、その分、約百十万円の減額ということになっております。

議長（立石隆教） ほかにございませんか。 近藤議員

一番（近藤育雄） 頁、二十三頁になりますが、林業振興費の中の十三節・委託料、委託料で二百十七万円程、補正。これは衛生伐だと思っておりますけれども、今年は本当に立ち枯れの松が非常に目立って、なお今も作業継続中だと思います。この増額は大体理解しているつもりですけれども、この昨年の今頃ですかね、非常に大きな毛虫が這い回っている状況が記憶に未だ

あります。そうです。最近でも越冬しているという情報が聞こえてきておりまして、私も議会が終わったら、ちょっと見て回ろうかと思つてますけども、そういった情報が来ておるかどうか、それで把握されているかどうか、それでまた、去年みたいな、あんな大量に発生したら、またこれで衛生伐しなくちゃいけないということになる訳ですけども、そういった事前対策というか、そこら辺が分かつておれば教えていただけませんか？

議長（立石隆教） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） お答えいたします。

この件に関しましては、予算委員会の中でも伊藤議員さんから質問があつたかと思ひますが、一部で発生しております。昨年ほどではありません。ですけども、発生しておりますので、そこら辺、状況を収集しまして必要であれば、地上散布等の対策を講じたいというふうに思っております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

伊藤議員

九番（伊藤忠之） 二十五頁の漁港建設費ですね、先程、歳入の方で聞きましたけども、この大島地区の栈橋の、後で出て来ますけど、繰越明許費になっております。その減額の分をですね、もうちょっと詳しく説明をお願いします。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

この減額の理由なんですけども、この小値賀島地区の漁港施設の機能保全事業ですけども、一応、二十二年度の事業の中で、機能保全計画書というのを委託をしまして、機能保全計画書を全体計画なんですけれども、納島を除く五つの漁港について今の機能はどうなのかという調査をかけてですね、作っております。それを基に機能保全計画書を国の承認を得なければならぬんですけれども、その段階です、一応、大島の浮栈橋の浮体、浮栈橋の本体と渡橋がありますけれども、先程も申し上げましたけれども、渡橋の分が特に腐食が激しくて、一応、機能保全計画書の中では、渡橋を全部新しい物に取替えるという計画を立てておりました。ところが、その計画承認の段階で、国の方からですね、一応その機能保全という事業については、要するに全部を取り替えるということはもう出来ないということで、補修をするような計画ですね。修理をして元の形に戻すようにということで、計画変更をいたしております。その点で、工事請負費に大きな減額になつたということです。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

末永議員

四番（末永一朗） 確認ですけど、この燃料代の三百八十万円減額になっちゃったとは、去年の一千万の残り分ですかね？

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） お答えします。

これは、当初、一千二百万予算計上していたと思いますけども、それまでは掛からないということなので今回、三百八十万、減額させていただきました。

議長（立石隆教） 浦 議員

七番（浦 英明） その下ですね、新生水産県ながさき総合支援事業補助金、三百七十七万五千円を補正されておりますけども、この内容をお尋ねします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） お答えします。

これは、値賀漁丸の改修工事でございます。当初、地元の負担の算定を間違っております。これはうちの規則で地元負担金の二分の一を補助するというふうになっておりますので、当初が算定間違いをしていたということで、今回、三百七十七万五千円増額補正していただいております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 無いようでしたら、次へ移ります。

第六款・商 工 費

商工費、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 無いようでしたら、次へ移ります。

第七款・土 木 費

土木費、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 無いようでしたら、次へ移ります。

第八款・消 防 費

浦 議員

七番(浦 英明) 広域消防事務委託負担金、これが七百四十一万六千円、減額されております。減額しますと、四千四百万六千円というふうになりますけども、この額にしても二十二年度からしますと、約四百万、五百万近く減額というふうになっておりますので、この内容を尋ねます。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) お答えいたします。

広域消防事務委託負担金につきましては、佐世保市消防局の方で予算案を作りまして、加入している一市五町でそれぞれ負担割合がありまして、その分を負担することになっております。その算定基礎になるのが、普通交付税に織り込まれる基準財政需要額でございます。そういったものが、二十二年度予算で当初に二十三年度の佐世保市の消防の予算は、二十二年度の基準財政需要額を基に仮算定をされて、負担金が各市町に振り分けられると。実際に、二十三年度の基準財政需要額が固まった段階で、また補正を組まれて、もう一遍正式な額が固まるというふうな予算措置になっております。そういうことで、二十三年度の基準財政需要額が大きく変わったことで、この負担金も変わっております。

議長(立石隆教) 浦 議員

七番(浦 英明) ずっと以前に、私も一遍聞いたことがあるんですけども、今、課長が言ったように基準財政需要額によって変わるということで、あの時は確か一市四町ぐらいやったですかね。その時の基準財政需要額の約七五%程度だろうというふうな説明があったんですけども、そこら辺りを尋ねます。

それと、基準財政需要額が二十三年度、まあ二十二年度でも構いませんけども、幾らなのかお尋ねします。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) お答えいたします。

その率というのは微妙に変わりますので、定額で例えば七割とか、そういうふうな決まっている訳ではございません。というのは、当然、市の消防予算ですから、前年度繰越金等も確定してきますので、そういう精算部分がございますので、

一概に率が一定という訳ではございません。ただ、おおよそ六五%から七〇%の間ぐらいで今、変動しております。ちなみに、平成二十二年度の基準財政需要額は七千八百一万円、二十三年度は六千五百五十五万四千円になっております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 無いようでしたら、次へ移ります。

第九款・教育費

近藤議員

一番（近藤育雄） 頁、二十八頁になります社会教育費の中の七目、世界文化遺産関係ですね、その需用費、十一節・需用費なんですけども、当初、需用費は三百九十八万、まあ四百万ぐらい予算化されてたんですけども、今回の積上げで五百二十五万ということになります。結構、この事業、世界文化遺産登録に係る事業というのは、結構お金掛かるもんだなと思っておりますけども、需用費の増額、百二十七万、それぞれの項目、消耗品費も上がってるし、印刷製本費も上がってますよね。それと光熱水費も今回始めて出たと思うんですけども、これの内容説明をお願いいたします。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） お答えいたします。

今回の補正は、国宝重要文化財等保存整備補助金でございまして、この補助金に関わる対象経費の組み替えを今回、世界遺産の方は行なっております。それで、先程の質問にありました需用費につきましては、主なものは総合センターの電気料、教育委員会が事務室が入っておりますので、その分を七十万を計上しております。それと、一般消耗品としてですね、三十七万四千円ですが、これは一般事務の方で消耗品を購入しようという計画でございまして、そして、印刷製本につきましては、報告書辺りを三百部とか百部とか各報告書をしておりますけど、今回はリーフレット等ですね、印刷をしまして、各世帯に配布して説明をしたいなというふうに考えております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

教育費、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 無いようでしたら、先程、答弁を保留していた件について、いいですかね？

総務課長

総務課長（中川一也） 先程、寄附金のところで、答弁漏れがございましたので、お答えいたします。

最高額は、ふるさと寄附金、十万円でございます。

議長（立石隆教） これから歳入歳出全般について、ご質問願います。

質疑はありませんか。

小辻議員

六番（小辻隆治郎） 先程、歳入の方で聞き漏らしがありましたんで、再度、質問したいと思えますけども、雑入です、あわび館の販売収入、これが減になっている理由をお願いします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） お答えします。

これは、当初予算でも申し上げたかもしれませんが、あわびとサザエのですね、が減少しております、その分で売り上げが減ったということでございます。

議長（立石隆教） 小辻議員

六番（小辻隆治郎） 今、当初予算ということで、当初予算と補正予算がちよつと前後しますんで、ちよつと聞きにくかったですけども、最近、あわび館ではサザエ・あわび以外にもイサキとかカワハギとかアラカブとか、そういう魚種は全体に販売しても良いということと、あと漁協との関係というのは、あんまり競合とか何とかしないんですか？

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） お答えします。

その件につきましては、当初予算の時も説明しましたけども、漁協の組合長とも漁協側とも一応、協議を重ねまして了解済みというところで行なっておりますので、その点は大丈夫だとは思っております。

イサキとか、そのカワハギにつきましては、今、試験的にですね、『マルト水谷』というところに送っておりますけども、その販売を手掛けるということで、当初予算の方は販売収入は増やしておりますので、その点はご了解願いたいと思います。

議長（立石隆教） ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

次に、第二表『継続費補正』についてご質疑願います。
五頁です。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

次に、第三表『繰越明許費』についてご質疑願います。

伊藤 議員

九番（伊藤忠之） 七項の土木費の中で、町道の大浦中央線の、これは確認のために伺いますが、現在、工事を行なっているところですかね？もしそうだとすると、完成時期はいつ頃になりますか？

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） 今、議員おっしゃられるとおり、今、工事をしている火葬場からちよつと手前の方ですね。あそこ
の分の道路改良工事を行なっておりますけれども、これの完成時期は一応、五月末を予定をいたしております。

議長（立石隆教） 伊藤 議員

九番（伊藤忠之） 続いて、消防費について伺います。

この小型動力ポンプはですね、あとで出てきますけれども、財産取得で出てきます。これの入札の時期とですね、それから
防火水槽も多分入札を行なっていると思うんですが、入札時期をお伺いします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 小型動力ポンプ付積載車につきましては、三月に入札をしております。

防火水槽整備事業につきましては、建設課の方に事務を依頼しておりますので、建設課長の方にお願います。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

これまだ未発注なんですけれども、発注時期は四月中には発注したいというふうに考えております。

議長（立石隆教） 伊藤議員

九番（伊藤忠之） 入札は終わったんですか？

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） これは、入札はまだいたしておりません。今現在ですね、一応、今度、耐震化に、耐震構造にせんばいかんもんですから、設計委託で実施設計が今上がってきている状況で、今、積算に入ってますので、四月中には入札というふうなことになります。

議長（立石隆教） 伊藤議員

九番（伊藤忠之） これは、平成二十四年度でもですね、確か出てましたですよ。二千百万でしたですかね？それも一緒にこうやる予定は入ってます？設計の。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） この設計委託については、四十トン型、六十トン型、百二十トン型という数種類ありまして、それを二十三年度に設計委託に出しておりましたので、二十四年度で予算計上いたしてます一箇所については、その設計の図面を使って積算に入りたいというふうに考えております。

議長（立石隆教） 伊藤議員

九番（伊藤忠之） これも確認のためにですが、二十四年度に行なう分は百トン型ですかね？

それと、二十三年度分の繰越事業の中で、三箇所あると思うんですが、これの各箇所が四十トンか六十トンか、お分かりになればお願いします。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） 二十四年度の当初予算で予定している場所は、百二十トン型ですね。百二十トン型です。それと、二十三年度で予定します箇所は三箇所、松香丘の学校の通りの横なんですけども、これは百二十トン型。それと、柳が六十トン型、それと浜津、平田地区になるんですけれども、これが四十トン型というふうになっております。

議長（立石隆教） ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

次に、第四表『地方債補正』についてご質疑願います。
質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論はありませんか。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第八号、平成二十三年度小値賀町一般会計補正予算（第四号）を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第八号、平成二十三年度小値賀町一般会計補正予算（第四号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（立石隆教） 起立全員です。

したがって、議案第八号、平成二十三年度小値賀町一般会計補正予算（第四号）は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十一時	二十六分	—
—	再開	午前	十一時	三十四分	—

議長（立石隆教） 再開します。

日程第四、議案第九号、平成二十三年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西 浩三） 議案第九号、平成二十三年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入では、国庫支出金、各種交付金の変更申請に伴う予算補正が主なものでございます。

歳出では、保険給付費、共同事業拠出金の調整と診療所への勘定繰出しによる予算補正が主なものでございまして、予算書一頁、第一条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ六百四十八万円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ四億七千四百六十九万一千円とするものでございます。

よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・国民健康保険税

国民健康保険税、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 無いようでしたら、次へ移ります。

第三款・国庫支出金

浦 議員

七番(浦 英明) 今回の補正が一千五十六万七千円ですけれども、今回の補正により大体二十二年度決算よりも二千万程ちよつと多いんですね。それで、一節の一番最初にあります、この療養給付費負担金現年度分、この分が約ですね、二十二年度決算が五千三百七十五万七千円ありますので、この分が殆ど増えていると思うんですけど、今年度の一千二百九十七万六千円を増額して、合計額が七千三百十六万八千円になると思いますけれども、この異常に二千万というふうが増えた理由をお尋ねします。

議長(立石隆教) 住民課長

住民課長(吉元勝信) お答えいたします。

この負担金につきましては、医療費に係る三四%分が国が負担するというようなことになっておりまして、歳出の方で医療費がそれだけ掛かってですね、伸びたために、今年度は昨年度と比較しまして、約二千万弱ぐらいの伸びになるという、そういうような見込みでございます。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。

浦 議員

七番(浦 英明) それから、二項の国庫補助金、これも財政調整交付金の方で、一番上の方がですね、四百四十八万二千円、以下ずつとなっておりまして、この積み上げた額がですね、これ偶然か知りませんが、私が計算した内容によりますと、二十二年度決算と全く同じようになるんですけども、間違いかどうか分かりませんが、偶然なのか、お尋ねします。

議長(立石隆教) 住民課長

住民課長(吉元勝信) お答えいたします。

議員さんがおっしゃるようになりますね、偶然にも昨年度と今年度が一緒というような数値でございますが、基本的には、変更申請をその数値に基づいて、補正をさせていただいておりますが、その中で、県と色々調整する中で、昨年度並みというような通知を受けておりますので、そういうような予算計上をさせていただいております。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。

伊藤 議員

九番(伊藤忠之) 八頁の二節の特別調整交付金、この四百八十万程の内容の説明をお願いします。

議長(立石隆教) 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

この調整交付金につきましても、実績を基に申請を行なっております。その内容といたしましては、健康管理事業分が一千三百八十五万七千円、精神費用多額分が三百三十四万六千円、へき地診療所運営分が八百二十三万八千円、医療整備分が百五万円、出産育児一時金分が五万円、こういった形で内示を受けております。それで、現計が九百四万六千円でございますので、その差額の四百八十六万一千円を、今回、補正計上をさせていただいております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 無いようでしたら、次へ移ります。

第四款・療養給付費交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 無いようでしたら、次へ移ります。

第五款・前期高齢者交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 無いようでしたら、次へ移ります。

第六款・県支 出 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に、第七款・共同事業交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次へ移ります。

第九款・繰 入 金

浦 議員

七番（浦 英明） 二項の基金繰入金ですけれども、今回、一千六百六十八万五千円を補正しております。これは二十一年度も二十二年度も決算では何か零になっていたようなんですけれども、ここで補正で上がってきた、積み上げ額が三千百四十六万二千円というふうになっておりますので、この内容を尋ねます。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

この財政調整基金の繰り入れにつきましては、色んな財源が不足した場合に使わせていただいておりますけれども、今のところ、この補正二号につきましては、一千六百万程度、財源に不足が生じますので、基金の方から繰り入れを行なうというようなことでございます。今年度につきましては、累計で三千百四十六万二千円ということに計上をさせていただいておりますけれども、調整交付金とか特別調整交付金、そういったものの状況によっては、昨年度が予算計上して、実際には使いませんでしたけれども、そういうようなこともあるという、そういうようなことは考えております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

繰入金、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次へ移ります。

第十一款・諸 収 入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 歳出に移ります。

第一款・総 務 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 続いて、第二款・保険給付費

浦 議員

七番（浦 英明） 三項の移送費ですけれども、一目が五十七万一千円減額して、六万九千円と、二目が七万九千円減額して一千円とこういうふうに分けた理由をお尋ねします。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

昨年度、平成二十二年度が、移送費が多くなりましたので、それを勘案して当初予算で計上をさせていただいておりますけれども、二月までの申請が平成二十三年度分の実績というふうになりますので、その時点で金額的に確定しておりますの

で、今回、減額補正をいたしましたしまして、一般被保険者移送費が六万九千円、退職被保険者移送分が一千円というようなことで、予算計上をさせていただいております。

議長（立石隆教） 浦 議員

七番（浦 英明） 例えば、佐世保まで運ぶんだったらば、その運ぶ人によって七万とか八万とか言っておりますけれども、ここで一千円というのが上がってきてますんで、この一千円は何なのかをちょっと私、分からなかったんで、その分けた理由を尋ねておったんですけれど。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

一千円というのは、そのまま費目を残しているだけで、実際には、これ一千円を使うというような部分ではないと思いますんで、大変申し訳ございません。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。保険給付費。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次へ移ります。

第五款・後期高齢者支援金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次へ移ります。

第六款・介護納付金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次へ移ります。

第七款・共同事業拠出金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次へ移ります。

第八款・保健事業費

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次へ移ります。

第九款・特定健康診査・特定保健指導費

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次へ移ります。

第十二款・諸支出金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

伊藤 議員

九番（伊藤忠之） 歳入でちよつと聞き忘れてましたんで、八頁の五款・前期高齢者交付金、これの三千二百万の減額の内容をお願ひします。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

この部分につきましては、支払基金というところで算定をいたしまして、その分について各町の方に配分がございまして、その分で、実績を基に変更が確定しておりますので、その分を減額させていただいてるところでございまして。

議長（立石隆教） 伊藤 議員

九番（伊藤忠之） 例えば、対象者の減少か何かですかね？

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

全般的にはですね、この分に係る医療費が下がったというようなことでの実績で交付金も下がっているというような状況です。

ほかにありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第九号、平成二十三年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第二号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第九号、平成二十三年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第二号)は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

—	—
再	休
開	憩
—	—
午	午
後	前
—	—
一	十
時	一
二	五
七	十
分	一
—	—

議長(立石隆教) 再開します。

日程第五、議案第一〇号、平成二十三年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西 浩三） 議案第一〇号、平成二十三年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）について、ご説明いたします。

このたびの補正は、歳入では、介護給付費の変更申請に係る国、県、支払基金、一般会計の負担金の調整と基金の繰入が主なものでございます。

歳出では、保険給付費の実績と今後の見込によります調整が主なものでございまして、予算書一頁、第一条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ一千五百二十七万四千円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ三億六千九百九十九万九千円とするものでございます。

よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますよう、お願いいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・保 険 料

保険料、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次へ移ります。

第四款・国庫支出金

伊藤 議員

九番（伊藤忠之） 二項の国庫補助金で、一目・調整交付金、これの減額の内容をお願いします。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

本年度の介護給付に係る医療費の見込みが三億三千六百五十一万というふうに見込まれますので、その分の一二・五%が

国が負担すべき分で、その分の差額が減額になったということ、五百三十万、今回、減額補正をさせていただいております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 続きまして、第五款・県支出金

県支出金、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次へ移ります。

第六款・支払基金交付金

伊藤議員

九番（伊藤忠之） これも同じく二号被保険者ですけども、見込み額のは、実績を見て見込み額を計上している訳ですが、このマイナスの内容の説明をお願いします。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

この分につきましては、支払基金というところが、一応、算出して、その分が町の方に回ってくる訳ですけども、当初の分野にも先程申しましたように、医療費、保険給付費の全体が下がったということ、これは保険給付費の三〇%を交付するというようなことになっておりますが、実績に合わせて九百四万八千円下がったというような状況でございます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次へ移ります。

第七款・繰入金

繰入金、ありませんか。

議長（立石隆教） 次へ移ります。

第九款・諸収入

諸収入、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 歳出に移ります。

第一款・総務費

総務費、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次へ移ります。

第二款・保険給付費

伊藤議員

九番（伊藤忠之） 一項の一目・介護サービス等諸費で十九節の、これ一番下の地域密着型、これが三百七十万程、減額になっております。

出来れば、二つの施設がありますんで、それぞれ減額内容をお願いします、

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

この分については、別々には二つの施設の分を別々には分けておりませんが、三月から十二月までの実績等を見ますと、二百三十万から四百二十七万という、そういうような状況で、毎月推移をしております。

それであると一月、二月分を四百三十万、四百十五万という見込みで推計いたしまして、三百七十四万四千円減額の四千六百八十万ということ、今回、補正をかせかせていただいております。

議長（立石隆教） 保険給付費、ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次へ移ります。

第五款・地域支援事業費

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次へ移ります。

第六款・基金積立金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次へ移ります。

第七款・諸支出金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一〇号、平成二十三年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第一〇号、平成二十三年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）は、原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第一一号、平成二十三年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第二号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長

町長（西 浩三） 議案第一一号、平成二十三年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第二号）について、ご説明いたします。

このたびの補正予算の主な内容は、歳入で一般会計繰入金の減額と、歳出ではマンホールポンプ点検業務及び笛吹浄化センター電気計装設備点検業務の委託料で入札執行残の減額計上が主なものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ百六十一万五千円を減額し、補正後の総額を一億八千八十三万八千円とするものでございます。

以上で、補正予算の概要の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適切なご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第四款・繰入金

繰入金、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 歳出に移ります。

第一款・総務費

総務費、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一号、平成二十三年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第二号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第一号、平成二十三年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第二号）は、原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第一二号、平成二十三年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第三号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長

町長（西 浩三） 議案第一二号、平成二十三年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第三号）について、ご

説明いたします。

今回の補正予算は、歳入では、事業勘定繰入金の増額と一般会計繰入金の減額、歳出では給料・職員手当等の減額と共済費の増額計上が主なものでございます。

第一条は、第一表『歳入歳出予算補正』に示しますとおり、既定の予算に歳入歳出それぞれ五十九万円を増額し、補正後の総額を四億一千五百二十九万円とするものでございます。

第二条は、第二表『地方債補正』のとおり、辺地債の医療機械購入事業にかかる事業費の確定による減額、過疎対策事業債（ソフト分）の専門医外来確保事業と、医師代診応援事業の額の変更を行うものでございます。

以上、補正予算の概要をご説明いたしました。

よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（立石隆教） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第四款・繰入金

繰入金、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次へ移ります。

第七款・町債

町債、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 歳出に移ります。

第一款・総務費

総務費、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次へ移ります。

第二款・医療費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

次に、第二表『地方債補正』について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一二号、平成二十三年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第三号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第一二号、平成二十三年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第二号）は、原案のとおり

可決されました。

日程第八、議案第二三号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西 浩三） 議案第二三号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。

議案第六号で、図書館協議会とその委員に関する条文を追加する、小値賀町立図書館設置条例の一部を改正する条例案が、可決成立されたのを受けて、本条例の一部改正が必要となりましたので、上程するものでございます。

改正内容は、別表に図書館協議会委員を加えるものであります。
なお、この条例は、平成二十四年四月一日から施行するものであります。

よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（立石隆教） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二三号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第二三三号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第二二一号、財産の取得についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西 浩三） 議案第二二一号、財産の取得について、提案理由をご説明いたします。

取得する財産は、小値賀町消防団第四分団、第八分団、第十分団にそれぞれ配備する、小型動力ポンプ付積載車三台であります。

更新する積載車三台は、平成六年十一月に配備され、購入後十七年以上経過し、老朽化に加え、塩害により故障が頻繁におきている状況であり、部品調達も難しくなってきたことにより、更新するものであります。

去る二月二十日に指名競争入札を行い、ヤナセ産業株式会社佐世保営業所が三台合計で、二千六百四十六万円で落札しましたので、購入契約を締結するものであります。取得価格が七百万円を超えておりますので、地方自治法第九十六条第一項第八号の規定及び小値賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、本案をご提案申し上げる次第でございます。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

伊藤 議員

九番（伊藤忠之） 小型ポンプを三台ということですが、納入の時期は、いつ頃か分かりますか？

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） この事業は、繰越事業としてやっておりますので、今、正確な納期につきましては、ちよつと答えを保留させていただきたいと思えます。

議長（立石隆教） 今の答えはすぐ出ますか？

(しばらく間あり)

議長(立石隆教) ほかに質疑はありませんか。

総務課長(中川一也) お答えいたします。

十一月の末頃になると思います。

議長(立石隆教) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二一号、財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第二一号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第二二号、小値賀町監査委員選任の同意についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長(西 浩三) 議案第二二号、小値賀町監査委員の選任の同意についてを説明いたします。

町長

総務課長

今回、坂木辰芳委員が三月三十一日をもって任期満了になります。坂木氏には、長崎県職員としての、三十四年間の経験を活かしてこの四年間で小値賀町財務規則や各種規定の改正等に積極的に取り組んでいただき、その成果は顕著でございます。私は、もう一期、四年間の延長をお願いしたのでございますが、諸般の事情で後任に譲りたいとの申し出があり、誠に残念ではございますが、それを受け入れることといたしました。坂木氏には、小値賀町の発展のために今後もご協力をお願いしたいと思います。この場を借りまして御礼を申し上げます。

その後任について、慎重に人選を進めてまいりまして、今回、黒崎政美氏にお願いすることといたしました。

黒崎政美氏は、皆様ご承知のとおり長年に亘り町議会議員を務められ、監査委員の経験もございます。監査委員として適任者だと思っておりますので、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の同意を求めるところでございます。

なお、任期は、平成二十四年四月一日から四年間となります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いいたします。

議長（立石隆教） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思っておりますが、人事に関する案件でありますので、討論を省略したいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって討論を省略いたします。

これから、議案第二二号、小値賀町監査委員選任の同意についてを採決します。
お諮りします。

小値賀町監査委員選任の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第二二号、小値賀町監査委員選任の同意については、これに同意することに決定しました。

日程第十一、藻場再生調査特別委員会設置についてを議題とします。

お諮りします。

藻場の再生問題について、七人の委員で構成する藻場再生調査特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、藻場再生調査特別委員会設置については、七人の委員で構成する藻場再生調査特別委員会として設置し、これに付託して、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま、設置されました、藻場再生調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第七条の規定により、伊藤忠之議員、岩坪義光議員、浦 英明議員、小辻隆治郎議員、末永一朗議員、松屋治郎議員、近藤育雄議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました方を、藻場再生調査特別委員会委員に選任することに決定しました。

藻場再生調査特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第八条第二項の規定及び第九条第一項の規定により、互選

していただきます。
しばらく休憩します。

― 休憩 午後 一時 五十六分 ―
― 再開 午後 一時 五十六分 ―

議長（立石隆教） 再開します。

藻場再生調査特別委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定し、通知を受けましたので、報告します。
委員長に末永一朗議員、副委員長に浦 英明議員、以上のとおりであります。

日程第十二、各委員会の閉会中の継続調査（審査）についてを議題とします。

各委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について、閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

お諮りします。

各委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、各委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

これで、平成二十四年小値賀町議会第一回定例会を閉会いたします。

― 午後 一時 五十七分 閉会 ―